

令和7年度茂原市合併処理浄化槽設置整備事業補助金のご案内

茂原市では、公共用水域の水質の汚濁を防止するため、単独処理浄化槽やくみ取り便槽を合併処理浄化槽に転換される方に補助金を交付しています。

<補助対象浄化槽>

- BOD除去率90パーセント以上、放流水のBODが1リットルにつき20ミリグラム（日間平均値）以下の機能を有するもの
- 国庫補助指針に適合しているもの
- 小型合併処理浄化槽機能保証制度に基づき保証登録されたもの

<補助対象区域>

- 公共下水道事業計画の認可区域、農業集落排水事業採択区域を除く区域

<その他申請要件>

- 住宅（別荘・借家・販売目的の住宅等を除く）の単独処理浄化槽またはくみ取り便槽を合併処理浄化槽に転換設置すること（新築・建替えを除く）
- 店舗併用住宅の場合、住居部分が総面積の1/2以上であること
- 浄化槽法第5条第1項の規定による設置等の届出をしていること
- 市税を滞納していないこと
- 工事完了後30日以内に実績報告書を提出できること

<補助金の額（上限）>

区分		新		
		5人槽	6～7人槽	8～10人槽
設置費補助		332,000円	414,000円	548,000円
転換補助	単独処理浄化槽から	180,000円		
	くみ取り便槽から	100,000円		
配管補助		100,000円		

※補助金の額＝設置費補助＋転換補助＋配管補助

※補助対象経費が上限額以下の場合、補助額は補助対象経費（千円未満切り捨て）まで

例1：単独処理浄化槽から合併処理浄化槽5人槽への転換の場合

$$332,000円 + 180,000円 + 100,000円 = 612,000円$$

例2：くみ取り便槽から合併処理浄化槽7人槽への転換の場合

$$414,000円 + 100,000円 + 100,000円 = 614,000円$$

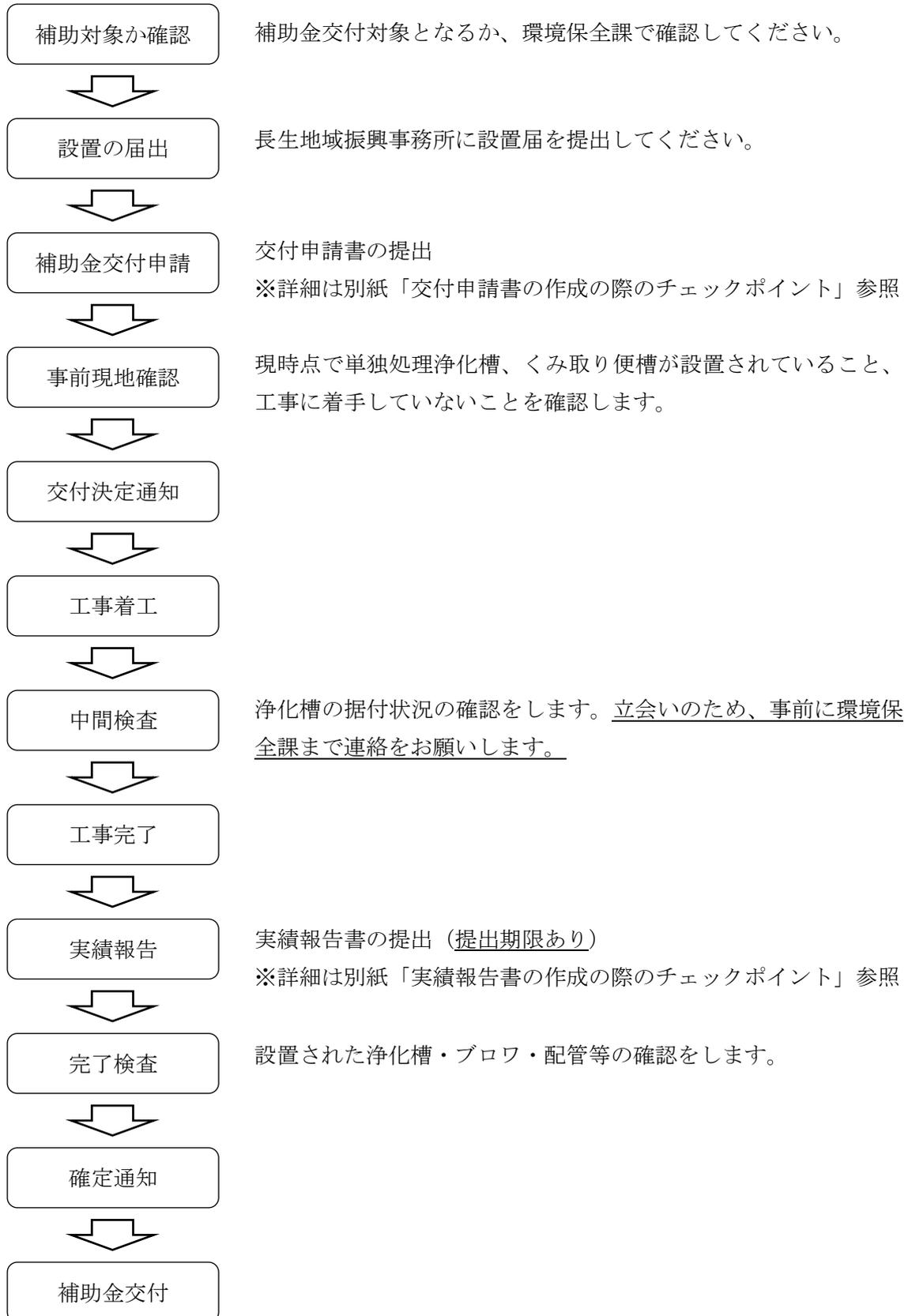
<お問い合わせ>

茂原市役所 環境保全課

TEL 0475-20-1504

FAX 0475-20-1604

<手続きの流れ>



<交付申請書の作成の際のチェックポイント>

提出書類	備考	確認覧
補助金交付申請書		
浄化槽設置届出書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・設置届の受付日の翌日から10日以上経過しているか ・浄化槽の型式、認定番号等が浄化槽概要書と一致しているか 	
浄化槽概要書の写し		
合併処理浄化槽の構造図		
合併処理浄化槽の配置及び敷地内排水系統を含んだ建築物の配置図	<ul style="list-style-type: none"> ・既設の単独処理浄化槽またはくみ取り便槽の位置を明記すること 	
工事請負契約書の写し		
見積書の写し		
合併処理浄化槽が国庫補助指針に適合していることを示す書類（登録証の写し及び管理票）	<ul style="list-style-type: none"> ・有効期限が過ぎていないか ・浄化槽概要書等に記載されているものと同一の浄化槽か 	
小型合併処理浄化槽機能保証制度に基づいて登録されたものであることを証する保証登録証	<ul style="list-style-type: none"> ・（一社）千葉県浄化槽協会の確認・証明印が押されているか 	
設置場所の案内図	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅からの放流経路を図示すること 	
転換計画を示した書類	<ul style="list-style-type: none"> ・単独処理浄化槽またはくみ取り便槽の種類及び撤去・処分に係る工程を記入すること 	
浄化槽法第7条、第10条及び第11条の規定を遵守することを誓約する書類		
既設の単独処理浄化槽またはくみ取り便槽の写真		
浄化槽設備士免状の写し		
申請代行に係る委任状（本人が申請する場合は不要）		
市税等の納税状況確認に対する同意書		
その他市長が必要と認める書類		

<実績報告書の作成の際のチェックポイント>

提出書類	備考	確認覧
実績報告書	・ 工事完了後 30 日以内に提出（最終期限は令和 8 年 3 月 13 日）	
工事費請求書の写し		
工事費領収書の写し		
施工状況に係わる写真	・ 別紙必要写真一覧を参照 ・ 配管については図面を添付し、それぞれの柵に番号を振るなどして、施工状況を確認できるようにすること	
浄化槽法第 7 条第 1 項の水質に関する検査の費用を納付したことを証する書面の写し	・ 氏名・住所は浄化槽管理者（申請者）のものが記載されていること	
浄化槽の保守点検を委託により実施する場合にあっては、補助事業者が保守点検業者を窓口として保守点検及び清掃の実施並びに 11 条検査の受検手続の代行を一括して約定した契約書の写し（浄化槽の保守点検を補助事業者が自ら実施する場合にあっては、11 条検査の受検を契約したことを証する書面の写し）	・ 委託により実施する場合は、千葉県浄化槽一括契約制度に基づいて締結した一括契約書であること ・ 収入印紙の貼付・消印がなされているか ・ 契約日・内容等、記載事項に漏れはないか ・ 保守点検業者登録番号・浄化槽清掃業者登録番号は記入されているか	
浄化槽施工結果報告書		
単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を適正に処分したことを確認できる書類	・ 産業廃棄物管理票（マニフェスト E 票）の写し	
補助金交付請求書		
その他市長が必要と認める書類		

必要写真一覧

		説明	確認欄
合併処理浄化槽設置に係る写真	1	設置場所に浄化槽設備士が標識を掲げている写真 ※目標物となるものが写っていることが望ましい。	
	2	栗石のつき固めが終了後の写真 ※深さのわかるスケールとともに写っているか。	
	3	目つぶし・つき固め後、配筋の状況がわかる写真 ※配筋の状況がわかるようにスケールとともに写っているか。 (スペーサー等を使用し、配筋が基礎コンクリートの厚みの中心に入るよう浮かせること)	
	4	基礎コンクリートの写真 ※コンクリートの厚さがわかるスケールとともに写っているか。	
	5	設置場所にある浄化槽本体の写真 ※形式番号が見える写真。形式番号等が申請と同じか。	
	6	埋め戻し作業の写真 (1枚の写真で撮れない場合は、2枚に分けて撮ること) ※水張りを行い、本体の水平(水準器による)を確認しつつ埋め戻しの作業を行っているか。 ※浄化槽本体に水準器をあて、水平に設置されていることがわかること。 ※石等が入っていない土砂を利用し、水締め、つき固めを行っていることがわかること。	
	7	上部スラブ配筋の写真 ※配筋の状況がわかるようにスケールとともに写っているか。 (スペーサー等を使用し、配筋が上部スラブの厚みの中心に入るように浮かせること)	
	8	かさ上げの写真 ※かさ上げをした場合、スケール等で30cm以下であるとわかること。	
	9	完成後の写真 ※上部スラブが打ってあることがわかること。	
	10	インバート柵設置状況の全景写真 ※起点・屈曲点・合流点にインバート柵が設置されているか。 原則として、内径15cm以上。	
	11	起点柵・屈曲柵・合流柵 ※柵の内部がわかること。	
	12	トラップ柵 ※二重トラップは禁止。柵の内部がわかること。	
転換に係る写真	13	既設単独処理浄化槽またはくみ取り便槽の撤去工事着工前の写真 ※設置されている場所がわかること。	
	14	汚泥等くみ取り作業の写真	
	15	消毒作業の写真	
	16	単独処理浄化槽またはくみ取り便槽の解体もしくは掘り上げ作業の写真 ※解体物又は掘りあげた浄化槽本体と撤去後の写真	
	17	埋め戻し作業の写真	
	18	撤去工事完了の写真	